

◎新潟県告示第1075号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年10月21日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路 線 名 一般国道 289号
- 2 供用開始の区間
三条市荻堀字上川原193番35から同市笹岡字一本木5番まで
- 3 供用開始の期日 令和4年10月21日